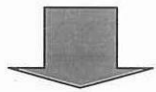


新しい審査の方針

I 放射線起因性の判断

1、積極的に認定する範囲

- ①被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ②原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

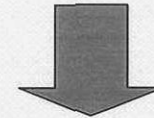


これらの者については、以下の5疾病に罹患した場合は、積極的に認定

- ・悪性腫瘍(固形がんなど) ・白血病
- ・副甲状腺機能亢進症
- ・放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- ・放射線起因性が認められる心筋梗塞

2、総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を総合的に判断

(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案する)

II 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断